

障害児支援の見直しに関する検討会（第6回）

日時：平成20年6月10日（火）15:30～17:30

場所：厚生労働省5F共用第7会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - 1) ライフステージを通じた相談・支援について
 - 2) 家族支援の方策について
 - 3) その他
- 3 閉会

【配布資料】

- | | | |
|-----|----------------------|--------|
| 資料1 | ライフステージを通じた相談・支援について | （検討資料） |
| 資料2 | 〃 | （参考資料） |
| 資料3 | 家族支援の方策について | （検討資料） |
| 資料4 | 〃 | （参考資料） |
| 資料5 | 第5回検討会の指摘事項について | |

参考資料1 北浦委員提出資料

4. ライフステージを通じた 相談・支援

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 市町村、専門機関による相談支援の方策

- ・ 身近な市町村における相談・支援の充実が必要ではないか。あわせて、専門機関や都道府県が専門的な相談・支援を行い、市町村を支援することとしてはどうか。
- ・ 障害児（グレーゾーンの者を含む）やその保護者が、自分にとって身近な（敷居の低い）ところで、専門性のある相談支援を受けられるようにするためには、どのような方策が考えられるか。

(2) 関係者の連携強化

- ・ 障害児については、保健・福祉・教育など様々な関係者が支援を行うものであり、また、子どもの成長に応じて関係者も変わることから、障害者自立支援協議会の活用等を通じて、関係者の連携を強化する施策が必要ではないか。

(3) 個別支援計画づくり

- ・ 障害の発見時、入学時、進学時、卒業時などにおける個別支援計画づくりや関係者による支援会議の開催を強化すべきではないか（サービス利用計画費を活用）。
- ・ 一貫した支援のため、個人情報保護に留意しつつ、障害児についての支援の情報を関係機関で継続して共有する仕組みが必要ではないか。

4. ライフステージを通じた 相談・支援

(参考資料)

障害児の相談支援体制

関係機関・施設

都道府県

障害児等療育支援事業

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

【財源】 交付税

関係機関

- ・発達障害者支援センター（都道府県）
- ・児童相談所（都道府県）

市町村

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援

【財源】 交付税

関連施設

- ・障害児入所施設
- ・障害児通園施設
- ・児童デイサービス事業

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付(法定)

国1/2、県1/4、市町村1/4

(参考) 一般施策

- ・市町村保健センター 等

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

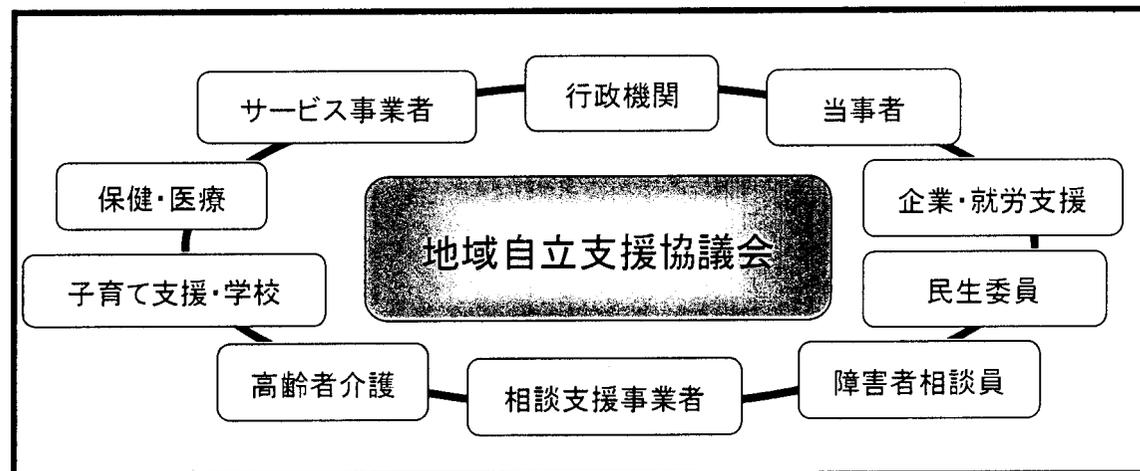
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

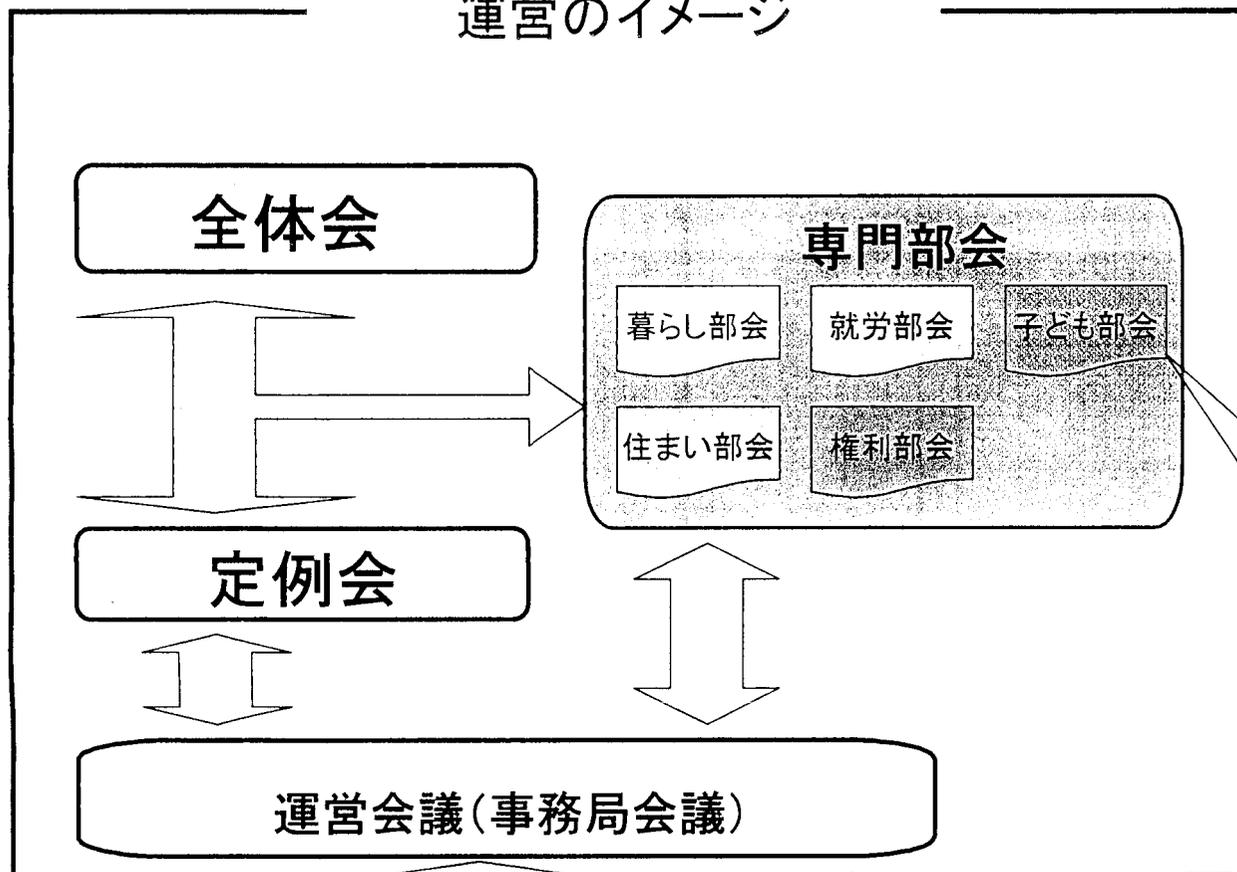
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



障害者自立支援協議会の運営例

運営のイメージ

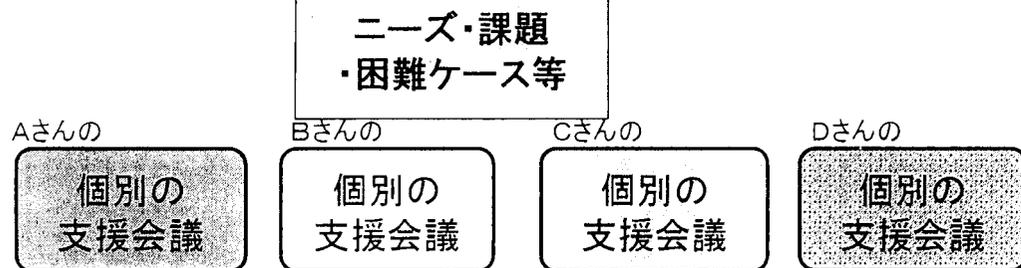


地域自立支援協議会の設置形態、運営方法(専門部会の運営等)は、地域特性を反映して多様に展開されている。

(例)

※部会を設置し、それぞれのテーマごとに、個別支援事例で確認された地域課題の協議等を行うことが考えられる

※要保護児童対策協議会、特別支援教育のための協議会との連携も考えられる



連携強化・システムの構築

岩手県の地域自立支援協議会の設置状況

(H20. 6現在)

○ 協議会の設置市町村数	35 / 35市町村 (100%)	
○ 児童関係部会の設置状況	25 / 35市町村 (71.4%)	
【児童関係部会の実働市町村】	10市町村 (28.6%)	
北上市	子ども部会
二戸圏域(二戸市、一戸町、軽米町、九戸村)	障がい児支援部会
花巻市	障害児部会
久慈圏域(久慈市、洋野町、普代村、野田村)	療育分科会
【今後動き出す予定の部会】	15市町村 (42.9%)	
西和賀町	こども部会
奥州市	療育部会
一関圏域(一関市、平泉町、藤沢町)	こども支援部会
気仙圏域(大船渡市、陸前高田市、住田町)	児童部会
釜石圏域(釜石市、大槌町)	児童支援部会
宮古圏域(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村) ..		発達支援部会

相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営 25% 委託 58% 直営+委託 17%
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

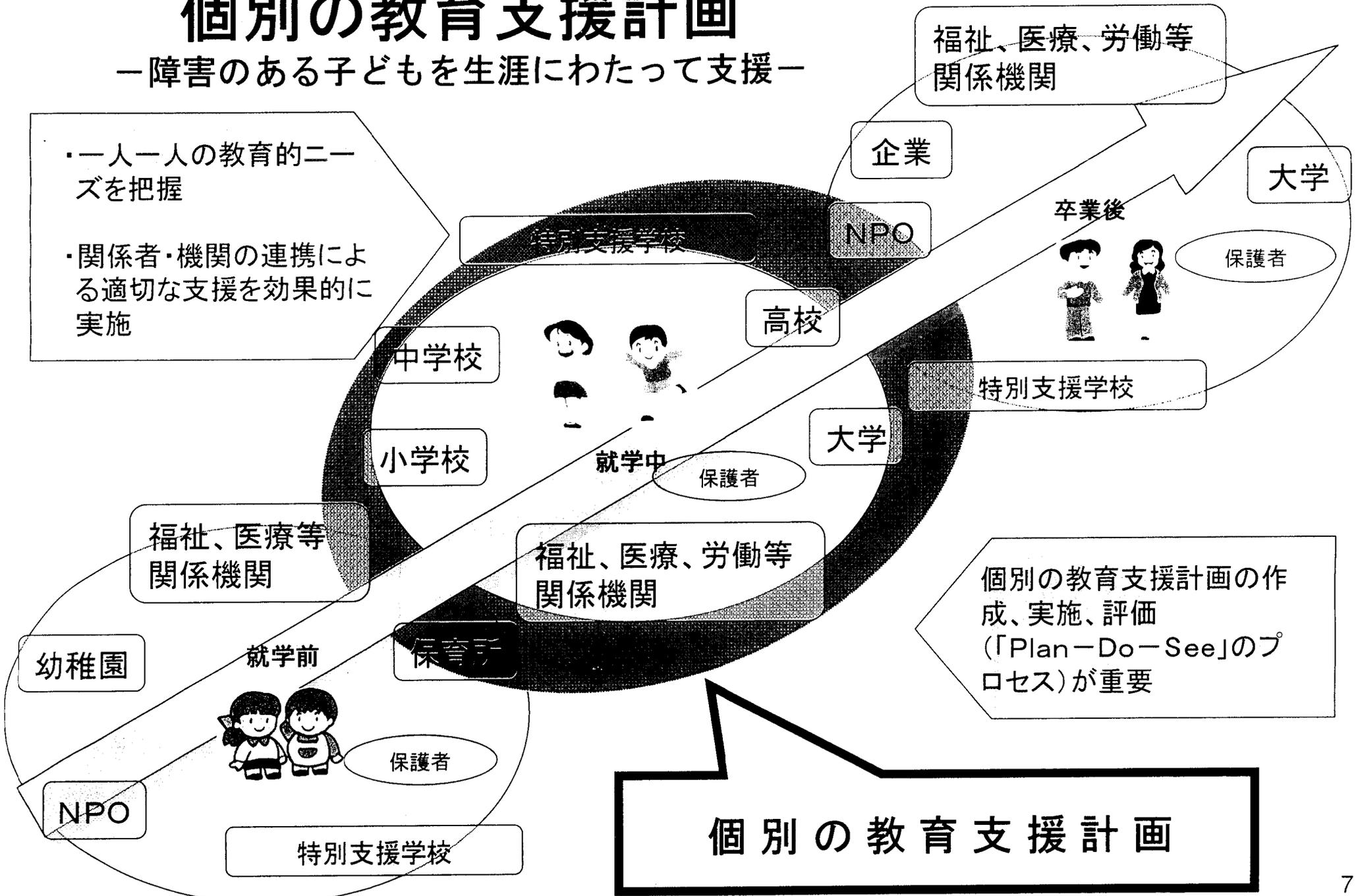
2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

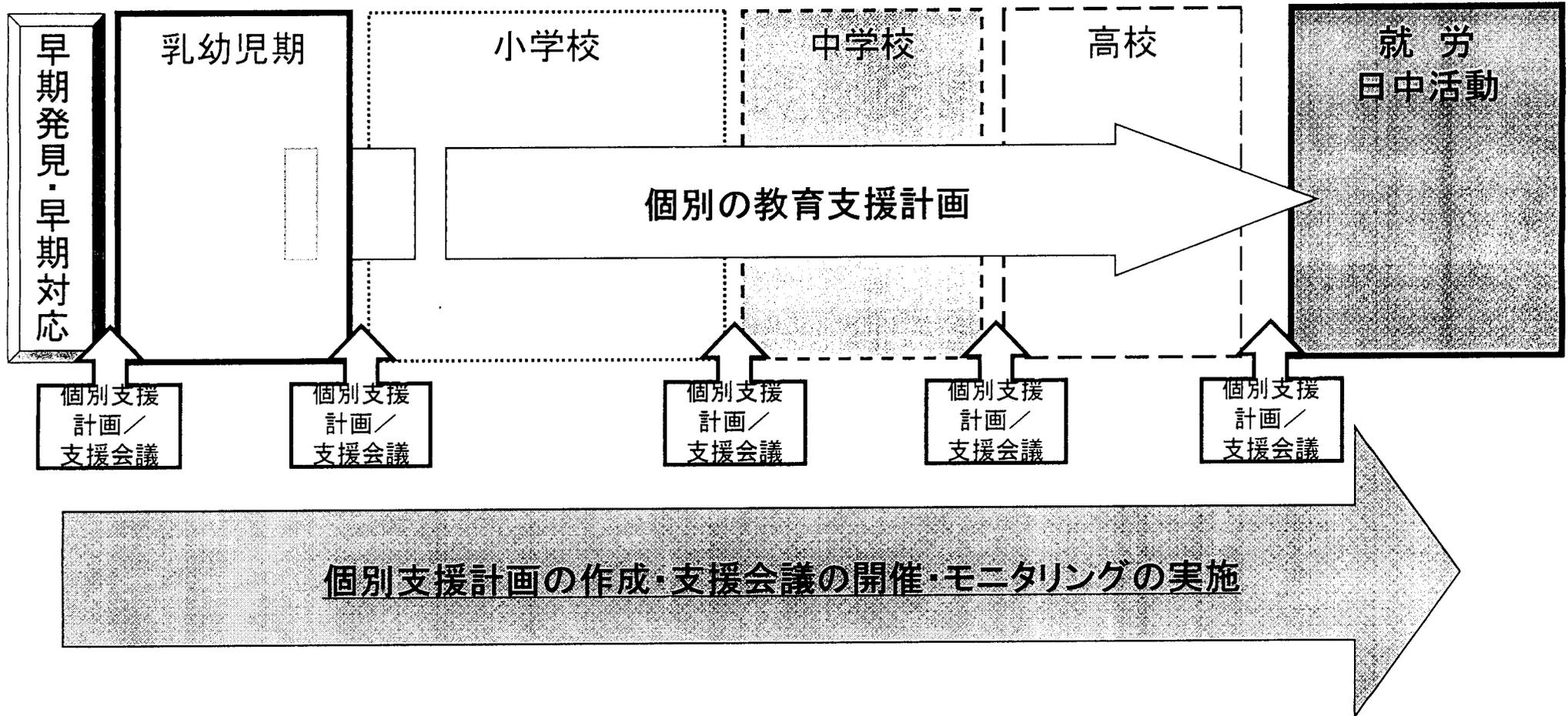
個別の教育支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—



個別の教育支援計画

ライフステージに応じた相談支援



※1 個別支援計画は、利用者のライフステージの変化により、一定期間集中的な支援が必要である者等について相談支援事業者等が作成。

※2 個別支援計画の作成については、サービス利用計画費を活用することが可能。

情報の共有化の取組例

○湖南省の発達支援システム

- ・ 「発達支援室」が核となり、関係課と連携して個々のケースをコーディネート。個別指導計画を作成し、情報を共有化している。

関係課・・・乳幼児健診（健康政策課）、保育（子育て支援課）、教育（教育委員会）、生活支援（社会福祉課）、就労支援（産業振興課）

○松江市のだんだんファイル

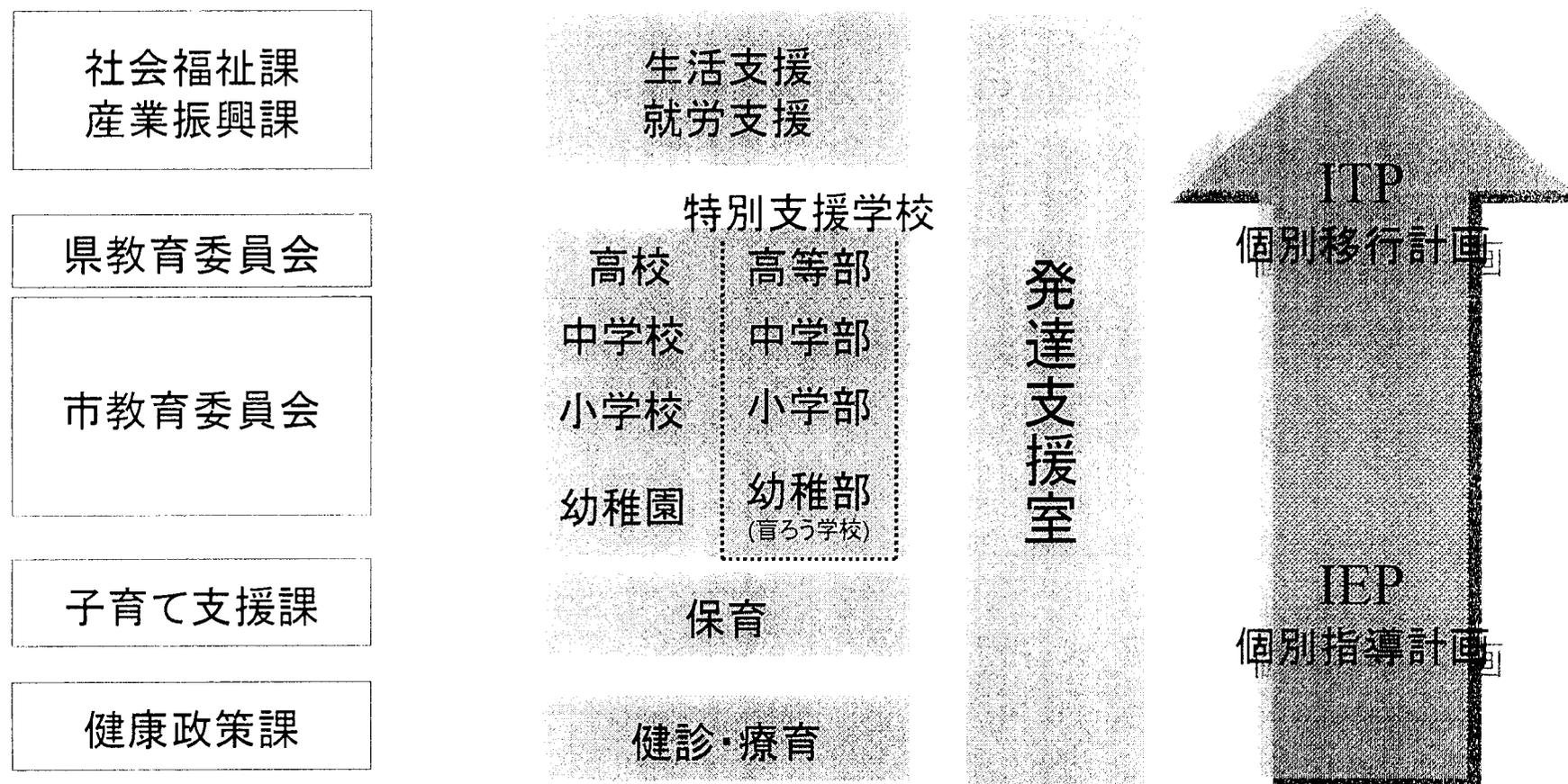
- ・ 子どもの支援や相談の情報をファイリングし、保護者が保管。このファイルに関係機関が見ることにより、情報を共有化している。

記載されている内容 …… 成育歴、相談の記録、保育・教育の記録、そだちの記録

※保護者の記述が基本。保護者の依頼により関係機関が記述したものをファイルすることも可能。

湖南省発達支援システム

- 1) 教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関間の「横の連携」によるサービス
- 2) 個別のケースごとの就学前から学齢期さらに就労に至るまで、個別指導計画（IEP）・個別移行計画（ITP）による「縦の連携」によるサービスの提供



湖南省における発達支援に必要な情報の共有化

発達支援ネットワーク(KIDS) 2002～

保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、発達支援室、学校教育課、子育て支援課、保健センター、発達支援センター等、また、小児科医や巡回相談員が、発達支援に必要な情報共有・交換の仕組みをITを活用して可能にしている。

特徴

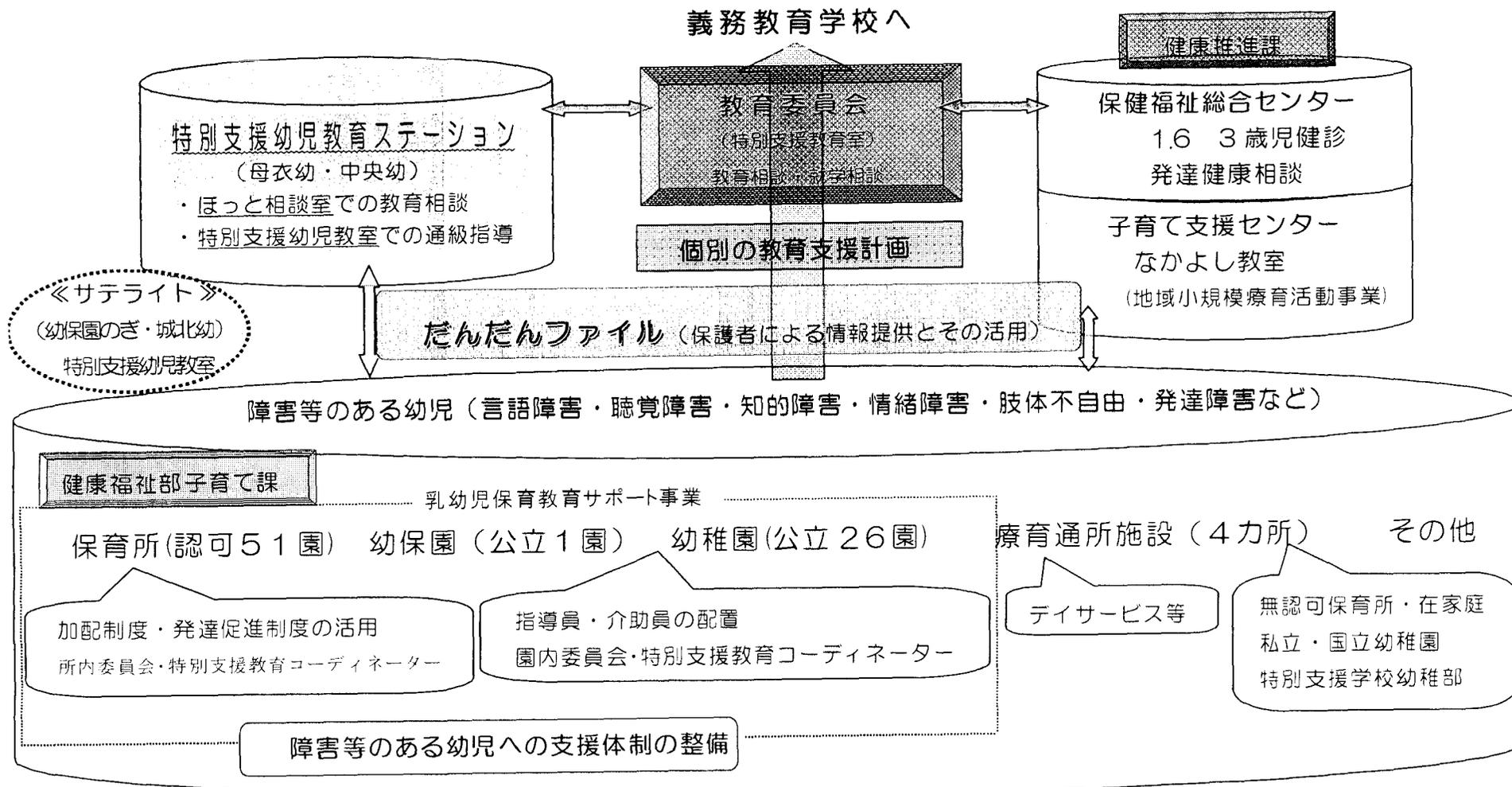
- ◆ 関係者間の連絡調整や会議録の共有が簡単にできること。
- ◆ 保護者の了承のもと、子どもの状況や指導記録が蓄積できること。

機能

1. オープンな会議室
各機関へのメッセージ送信と返信、個別指導計画の様式のダウンロード、国の動向へのリンク、研修に関する情報提供
2. クローズな会議室
個別の子どもに関する指導情報の蓄積と共有

【出典】 「特別支援教育研究2008年6月号」の特集記事より、厚生労働省が抜粋して作成

松江市における障害等のある乳幼児への一貫した支援体制 基本構想図 (H19)

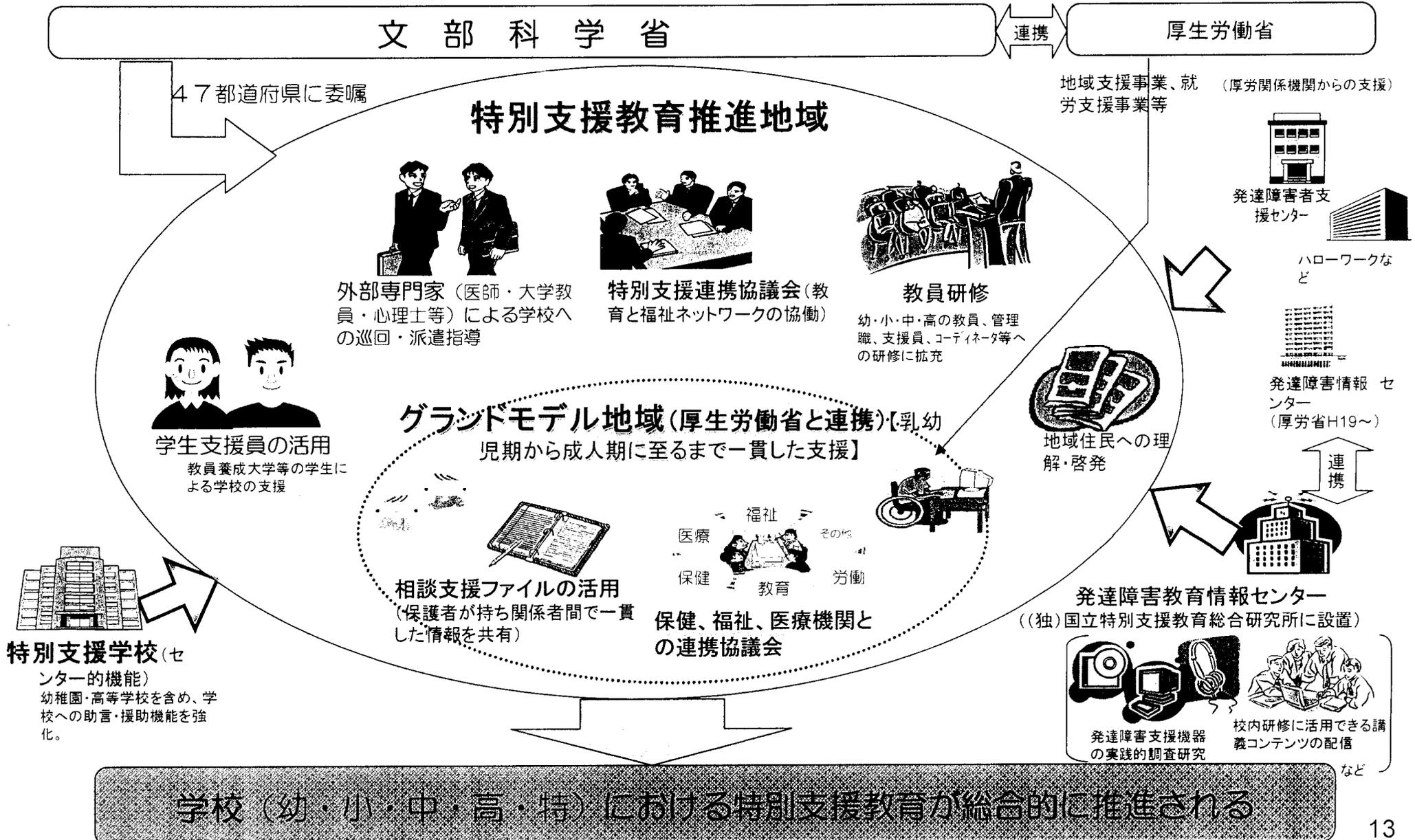


★その他連携をしている機関；島根県立教育センター・中央児童相談所・医療機関・保健所・発達障害者支援センター(出雲市)・親の会等

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

平成20年度予算額 503,052千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



相談支援ファイルとは

相談支援ファイルとは、早期から就労に至る一貫した支援のために、行政が保護者に渡し、保護者が所持するファイルである。

<これまでの問題点>

発達障害者支援法の要請である「早期発見・早期支援」を実現するためには、保護者や本人を支援する関係者(医療、保健、福祉、保育、教育関係者)が、バラバラに対応するのではなく、連携して行う必要があるが、現実には情報の共有などの面で困難を伴っている。

相談支援ファイルの作成・配付

(特徴)

- 市町村が作成・配付
- 保護者が保持
- 内容
 - ・対象児のプロフィール
 - ・個別の教育支援計画
 - ・子ども成長の様子
 - ・医師の診断記録
 - ・相談記録 など



(期待される効果)

- ・一貫した支援の推進
- ・保護者の外部説明の援助
- ・保護者への情報提供
- ・情報の共有・保持
- ・行政の責任ある対応 など

平成20年度「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」推進地域・グランドモデル地域一覧

(平成20年4月現在)

NO	都道府県名	推進地域	グランドモデル地域
1	北海道	札幌市を除く道全域	名寄市
2	青森県	県全域	県全域
3	岩手県	県全域	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
4	宮城県	女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町、本吉町	白石市
5	秋田県	県全域	横手市
6	山形県	県全域	山形市
7	福島県	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、田村市、小野町、三春町、本宮市、大玉村、南相馬市、飯館村、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、泉崎村、棚倉町、楡町、矢祭町、鮫川村	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
8	茨城県	県全域	土浦市
9	栃木県	茂木町、芳賀町、佐野市	足利市
10	群馬県	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、吉井町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村、東吾妻町	吉井町
11	埼玉県	県全域	戸田市、本庄市
12	千葉県	八千代市、野田市、柏市、流山市、銚子市、印西市、富里市、匝瑳市、茂原市、夷隅郡市、南房総市、袖ヶ浦市	流山市、富里市
13	東京都	品川区、足立区、板橋区、立川市、青梅市、日野市、武蔵村山市、羽村市、小平市、日の出町	北区、あきる野市
14	神奈川県	相模原市、鎌倉市、大和市、海老名市、綾瀬市、座間市、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町、厚木市、愛川町、清川村	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
15	新潟県	県全域	柏崎市
16	富山県	県全域	滑川市、舟橋村、上市町、立山町、富山市
17	石川県	金沢市を除く県全域	加賀市
18	福井県	県全域	永平寺町
19	山梨県	県全域	甲府市
20	長野県	県全域	駒ヶ根市、塩尻市
21	岐阜県	県全域	県全域
22	静岡県	掛川市、吉田町、小山町	菊川市
23	愛知県	稲沢市、高浜市、蒲郡市	稲沢市、高浜市
24	三重県	桑名市、木曾岬町、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、松阪市、伊勢市、大台町、玉城町、明和町、鳥羽市、伊賀市、名張市、紀宝町	いなべ市、亀山市
25	滋賀県	県全域	近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町、甲賀市、湖南市
26	京都府	府全域	綾部市、舞鶴市
27	大阪府	池田市、箕面市、豊能町、吹田市、守口市、大東市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、寝屋川市	岸和田市
28	兵庫県	県全域	神戸市を除く県全域
29	奈良県	県全域	橿原市
30	和歌山県	県全域	海南市
31	鳥取県	県全域	三朝町
32	島根県	県全域	斐川町
33	岡山県	県全域	笠岡市、津山市、真庭市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、新庄村、西粟倉村
34	広島県	県全域	呉市、尾道市、三次市
35	山口県	県全域	県全域
36	徳島県	県全域	徳島市、鳴門市
37	香川県	県全域	小豆島町、土庄町
38	愛媛県	県全域	東温市
39	高知県	南国市、土佐市、須崎市、大豊町、本山町、土佐町、大川村、いの町、日高村、越知町、佐川町、仁淀川町、構原町、四万十町、津野町、中土佐町、高知市	香美市、香南市
40	福岡県	宗像市、福津市、芦屋町、遠賀町、小郡市、八女市、広川町、福智町、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町、八幡西区、若松区、小倉北区、小倉南区	芦屋町
41	佐賀県	県全域	神埼市
42	長崎県	県全域	大村市
43	熊本県	県全域	宇城市
44	大分県	県全域	豊後大野市
45	宮崎県	都城市、延岡市	小林市
46	鹿児島県	県全域	鹿児島市
47	沖縄県	県全域	豊見城市
	計	578市7区623町155村(自治体数:1363)	128市1区83町15村(自治体数:227)

発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額
成20年度予算額

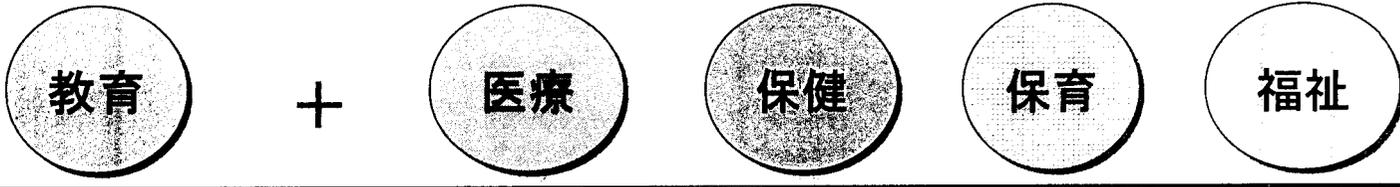
50,807千円)
122,964千円

3

【課題】 発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

モデル地域 (20地域)

早期総合支援モデル地域協議会(仮称)



委嘱

文部科学省

連携

厚生労働省

すくすく教室 など

- ・教育相談の実施
- ・教育的な指導の実施

教育相談会・講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供

<その他の実践研究例>

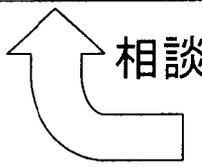
○発達障害者支援センターと教育の連携

○5歳児健診実施地域における福祉と教育の連携

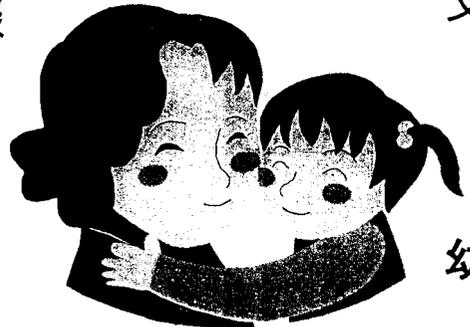
○幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

全国への情報発信

早期発見
早期支援の広がり



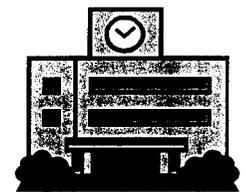
保護者



幼児

小学校、幼稚園等

スムーズな移行



平成19・20年度 早期総合支援モデル地域

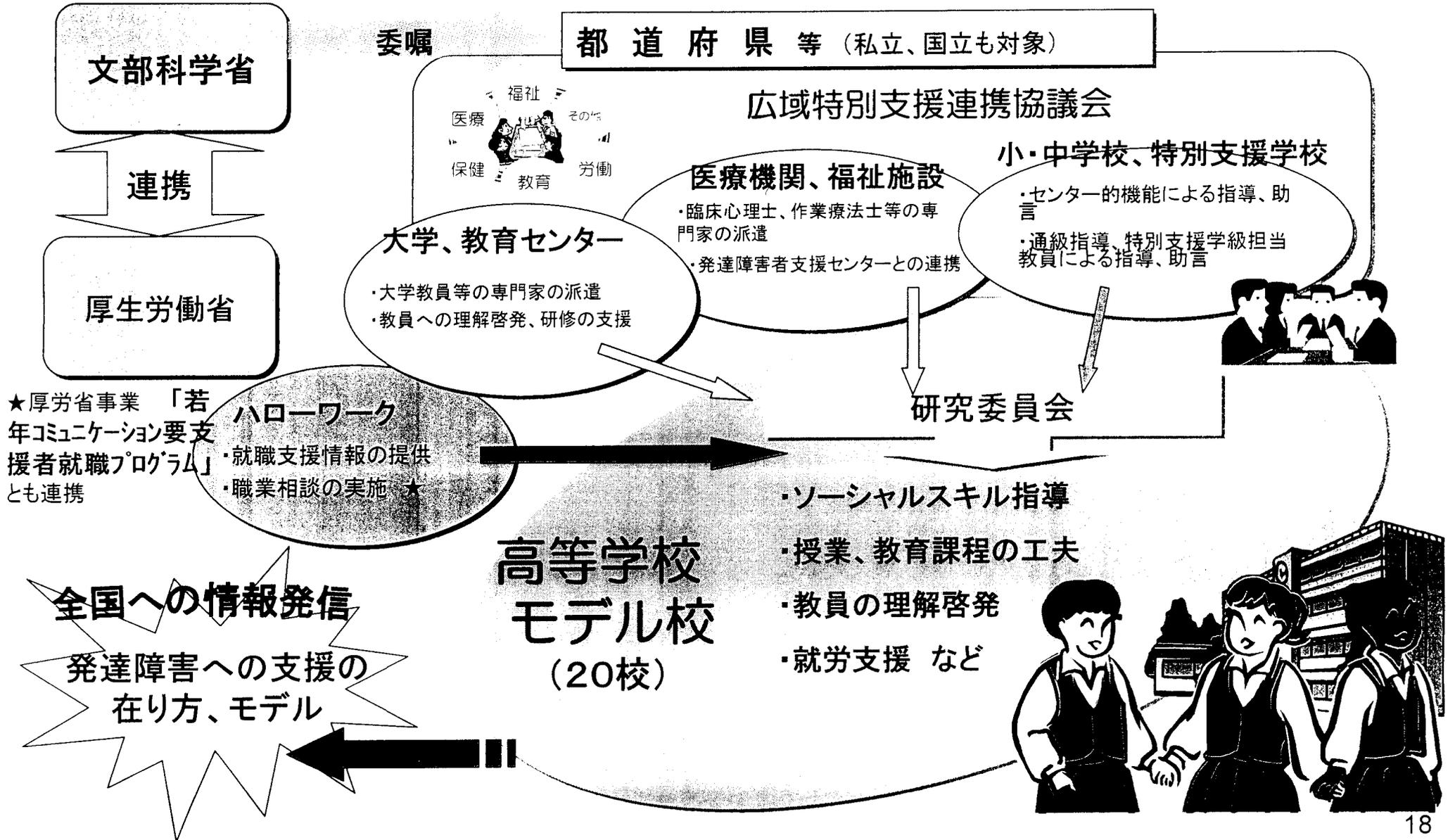
府県	平成19年度指定地域 (17地域:35自治体(2府5県26市3町))	府県	平成20年度指定地域 (10地域:14自治体(1府2県8市2町1村))
茨城県	水戸市	秋田県	秋田県(横手市)
栃木県	栃木市、大田原市	群馬県	桐生市、藤岡市、昭和村
群馬県	前橋市	長野県	駒ヶ根市、池田町
山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)
長野県	長野県(塩尻市)	愛媛県	新居浜市
滋賀県	日野町	福岡県	芦屋町
京都府	福知山市	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)
大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)		
奈良県	奈良市		
鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)		
島根県	島根県(松江市)		
岡山県	笠岡市		
山口県	山口県(宇部市、萩市)		
徳島県	徳島市		
福岡県	久留米市、前原市		

(注1) 地域に府県名が記入されているところは、府県と括弧内の市町が連携した事業内容となっている。

高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成19年度予算額 21,121千円)
20年度予算額 51,071千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



平成19・20年度 SNEモデル校（高校モデル校）

都道府県	設置者	平成19年度 (14校:国立2,公立11,私立1)	都道府県	設置者	平成20年度 (11校:公立10,私立1)
北海道	公立	北海道名寄農業高等学校	北海道	公立	士別東高等学校
埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校	群馬県	公立	前橋清陵高等学校
東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校	千葉県	公立	船橋法典高等学校
東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校	新潟県	公立	出雲崎高等学校
静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校	長野県	公立	望月高等学校
滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校	長野県	公立	下高井農林高等学校
京都府	公立	京都府立朱雀高等学校	愛知県	公立	衣台高等学校
大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校	大阪府	公立	桃谷高等学校
大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校	兵庫県	公立	姫路別所高等学校
和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校	山口県	私立	長門高等学校
福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校	高知県	公立	高知北高等学校
福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校			
長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校			
熊本県	公立	熊本県芦北高等学校			

5. 家族支援の方策

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 家族の養育等の支援

- ・ 障害児については、身体的・精神的・経済的な負担を感じている家族の支援を行い、親の障害受容や養育能力を高めていくことが、子どもの育ちのためにも重要と考えられるが、どのような支援が必要と考えられるか。また、どのように実施していくことが考えられるか。

- (例)
- ・ 専門家による心理的ケア・カウンセリング
 - ・ 通園施設や入所施設における療育方法の指導
 - ・ 家庭訪問による家族への相談、療育方法の指導
 - ・ 通園施設等における保護者同士の交流、家族会の活動
 - ・ きょうだい支援

(2) レスパイト等の支援

- ・ 家族の負担感を軽減するため、短期入所等の活用によりレスパイト（休息的）等の支援を図ることが必要ではないか。

(3) 経済的支援

- ・ 障害児のいる家庭の経済的負担について、現行の軽減措置を踏まえ、どのように考えるか。

5. 家族支援の方策

(参考資料)

家庭支援に係る主なサービス

事業名	内容
(1) 個別給付 (障害児通園施設※)・児童デイサービス事業における加算	
【家庭連携加算】	保護者の同意を得た上で、障害児の居宅等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に評価
【訪問支援特別加算】	継続的にサービス利用していたものの、利用が途絶えた場合に障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整や引き続きサービスを利用するための働きかけ等を行う。
(2) 個別給付	
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業
(3) 地域生活支援事業 日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

※ 障害児通園施設:知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部)、難聴幼児通園施設

家庭支援について(障害児通園施設・児童デイサービス)

家庭連携加算

乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、保護者の了解を得て、事前に日程調整した上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に算定を可能とする。(なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

○ 対象施設 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部を含む)、難聴幼児通園施設)、児童デイサービス事業所

○ 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を超える場合は280単位を算定する。

(2) 訪問支援特別加算

通所利用児童で常時サービスを利用しているが、5日以上連続して利用がなかった場合、その児童の居宅を訪問して、家庭の状況を確認し、支援を行った場合に報酬の算定を可能とする。

加算の算定に当たっては、保護者の了解を得た上で、①引き続き現行のサービスを利用するための動機付け、②再アセスメントに基づくサービス利用計画の見直し、③相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整のいずれかを行うことが必要である(なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

- 対象施設 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部を含む)、難聴幼児通園施設)、児童デイサービス事業所

- 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を超える場合は280単位を算定する。

ペアレント・トレーニング

- ◆ ペアレント・トレーニングとは、より適切な子育ての方法を保護者が学ぶこと。
- ◆ 特に、障害のある子どもや不適応を示す子どもの保護者は、子育てにおける不安、怒り、絶望感、孤立感などから、疲れ、自信をなくし、さらに、適切な支援に繋がらない場合、子どもの家庭内暴力や引きこもり等の二次障害を引きおこしやすくなる。
- ◆ このため、心理療法士等が、保護者に対し個別、または家族やグループによる専門指導を行う等、家族支援が必要。

保護者支援の領域

- ◎ 心のケア
 - ・心理療法、カウンセリング
- ◎ ソーシャルワーク(福祉的支援)
 - ・専門支援、スキルの習得、具体的な解決策
- ◎ ペアレンティング(親子関係の再構築)
 - ・子どもとの関係維持、再構築、家族(再)統合

保護者支援の例

- 児童相談所
 - ・グループ(親、家族合同、子ども)指導 等
- 児童福祉施設(情緒障害児短期治療施設 等)
 - ・通所、または、宿泊による家族療法 等
- 市町村(保育所、保健センター(保健師)等)
 - ・交流保育、家庭訪問、関係機関との連携 等

肢体不自由児施設における 母子入園による療育について

- ◆ 概ね2～6歳の児童について、1～3か月、その母親とともに入園させ、
 - (1) 当該児童の克服意欲を助長させる
 - (2) 家庭復帰後においても一貫した適切な機能訓練等の指導方法を確保する。
- ◆ 施設退所後においても密接な連携を保つ措置を講じる。

(昭和40年局長通知)

独立行政法人福祉医療機構 長寿・子育て・障害者基金事業の活用によるきょうだい支援の例

政府出資金の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を行い、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進を図る事業。

○ 障害児・者の家族の支援に関する事業(20年度助成事業の例)

1. 社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会

事業名 重症心身障害児(者)のきょうだい支援交流キャンプ事業(助成額 5,569千円)

事業概要 家庭内外に及ぶ様々な悩みを抱える重症心身障害児(者)のきょうだいとその家族を支援するため、全国4か所できょうだい交流キャンプ、きょうだいについて語る親の会を開催する。

2. 特定非営利活動法人 アジュール舎

事業名 障害児家族のための情報交流スペースづくり事業(助成額 1,211千円)

事業概要 障害児とその家族が自立を志向しつつ、互いに支えあうことのできる豊かな地域生活の実現を目的に、当事者や地域住民によるブックスペース、ギャラリースペース、ワークショップスペースを有する情報交流の場を創設する。

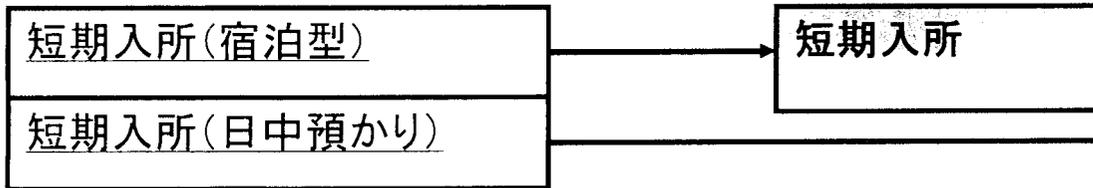
3. 社団法人 神戸市手をつなぐ育成会

事業名 知的障害児家族サポート事業(助成額 2,000千円)

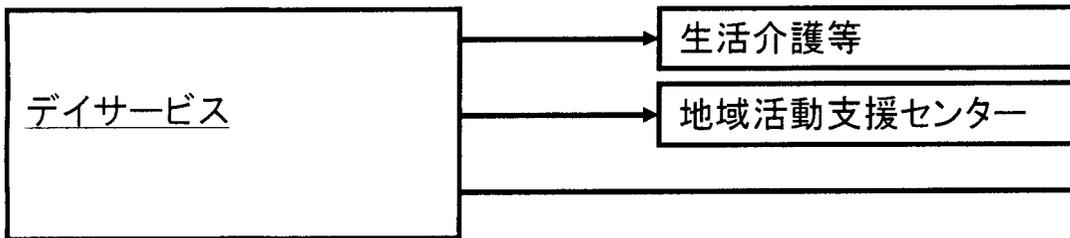
事業概要 幼児の発達の遅れに不安を感じている家族への支援と、障害児のことを理解してもらうための一般向けのパワーポイントを作成し、出前トークを行うとともに、各種イベント(①幼児の発達に不安を持つ家族向け、②学齢期の家族を持つ家族向け、③社会参入する直前の子を持つ家族・受入側向け)を開催する。

日中一時支援事業と短期入所

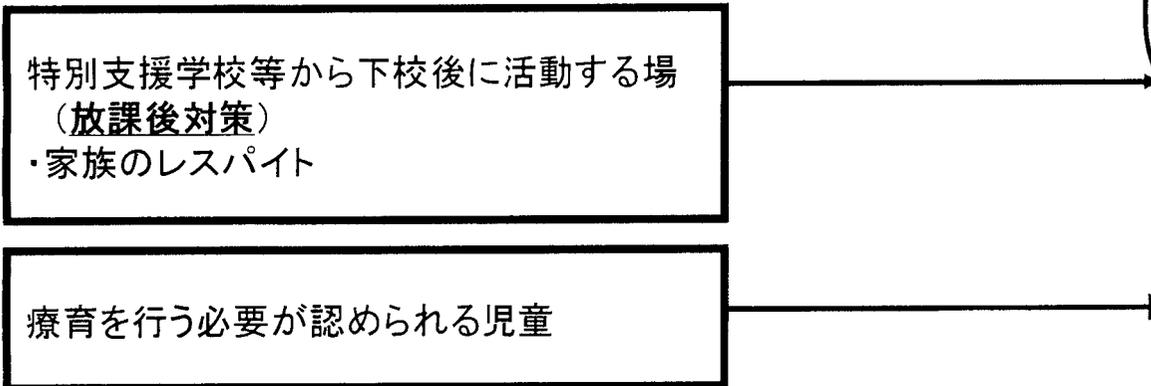
○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



○ 児童デイサービス・タイムケア事業



日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。
(年齢要件を緩和)

児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分1以上である者
- ② 障害児の場合は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1以上である者

【サービス内容等】

- 入浴、排せつ又は食事の介護等を提供。
- 利用者の障害程度区分に応じて報酬単価を設定。
- 医療機関で実施する短期入所については別に報酬単価を設定。



【人員配置】

- 短期入所の利用者を本体施設の数とみなした上で、本体施設に必要な人員を配置。
- 単独型事業所においては、生活支援員を必要数。

【報酬単価】

- ◎ 490単位(区分1及び2)～890単位(区分6)
- ・ 重症心身障害児等については、2,400単位
- ・ 遷延性意識障害者等については、1,400単位

【実施状況】

- ◎ 6,255か所(平成18年社会福祉施設等調査より)
- 医療機関で実施している短期入所 59か所
(出典:独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)データ調べ)

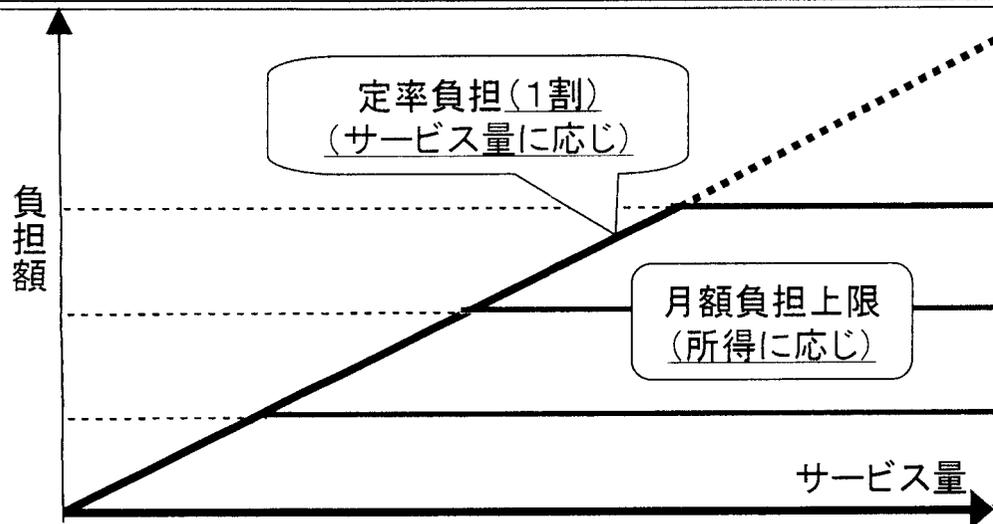
障害児のいる世帯に係る利用者負担の軽減

	障害者自立支援法 (改正児童福祉法)施行時	(特別対策) 平成19年4月1日～	(緊急措置) 平成20年7月1日～
軽減内容	利用者負担の上限額を ・1/2に軽減【通所・在宅】 ・1/2に軽減【入所】	利用者負担の上限額を ・1/4に軽減【通所・在宅】	利用者負担の上限額を ・1/8程度に軽減【通所・在宅】 ・1/4程度に軽減【入所】
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 <small>※ 食費等の実費負担は、一般(所得割2万円未満)まで軽減(通所施設・在宅サービスは学齢期前まで)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般(所得割16万円(注)未満) <small>※収入ベースで概ね600万円まで</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般(所得割28万円(注)未満) <small>※収入ベースで概ね890万円まで</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収150万円以下 ・ 資産350万円[※]以下 <small>※ 世帯員が1人増ごとに100万円増</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入要件の撤廃 ・ 資産1,000万円以下 	同左
実施主体	都道府県等(補助事業)	都道府県等(給付費)	同左
事業者	社会福祉法人	すべての事業者を対象	同左

* 「特別対策」による利用者負担対策は平成20年度までの時限措置。ただし、与党PT報告書において「平成21年度以降も実質的に継続」とされている。

障害児のいる世帯の負担限度額

(居宅・通所サービスの場合)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

【施行時】

① <介護保険並び(原則)>

一般
37,200円
低所得2
24,600円
低所得1
15,000円
生活保護
0円

② <社会福祉法人軽減>

一般
37,200円
低所得2
12,300円
低所得1
7,500円
生活保護
0円

【19. 4. 1~】 ③ <特別対策>

一般
37,200円
一般
(所得割16万円未満)
9,300円
低所得2(※)
6,150円
低所得1
3,750円
生活保護
0円

【20. 7. 1~】 ④ <緊急措置>

一般
37,200円
一般
(所得割28万円未満)
4,600円
低所得2(※2)
3,000円
低所得1
1,500円
生活保護
0円

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		入所サービス (事業費約18.6万円)			
		措置費制度	障害者自立支援法	障害者自立支援法 (特別対策後)	障害者自立支援法 (緊急措置後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	54,200円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円)	⇒ 同左	⇒ 同左
	一般 (年収約890万)	41,200円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円)	⇒ 同左	⇒ 10,300円 (9,300円 + 1,000円)
	一般 (年収約600万)	29,000円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円)	⇒ 19,600円 (18,600円 + 1,000円)	⇒ 10,300円 (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	2,200円	⇒ 13,300円 (12,300円 + 1,000円)	⇒ 13,300円 (12,300円 + 1,000円)	⇒ 7,000円 (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	2,200円	⇒ 8,500円 (7,500円 + 1,000円)	⇒ 8,500円 (7,500円 + 1,000円)	⇒ 4,500円 (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担＋食費

(注)障害児世帯の利用者負担は児童福祉法に規定されているが、便宜的に障害者自立支援法と記載している。12

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)			
		措置費制度	障害者自立支援法	障害者自立支援法 (特別対策後)	障害者自立支援法 (緊急措置後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 同左	⇒ 同左
	一般 (年収約890万)	20,600円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 同左	⇒ 9,660円 (4,600円 + 5,060円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 14,360円 (9,300円 + 5,060円)	⇒ 9,660円 (4,600円 + 5,060円)
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	1,100円	⇒ 12,560円 (7,500円 + 5,060円)	⇒ 5,290円 (3,750円 + 1,540円)	⇒ 3,040円 (1,500円 + 1,540円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	1,100円	⇒ 12,560円 (7,500円 + 5,060円)	⇒ 5,290円 (3,750円 + 1,540円)	⇒ 3,040円 (1,500円 + 1,540円)

※ 括弧内は、定率負担＋食費

(注)障害児世帯の利用者負担は児童福祉法に規定されているが、便宜的に障害者自立支援法と記載している。13

○健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

＜平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会＞

六、高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を踏まえ、検討を加えるとともに、その適用の利便に資するため、政府管掌健康保険は把握している情報の速やかな通知に努め、国民健康保険においても通知が行われるよう保険者の努力を促すこと。また後期高齢者医療制度において広域連合による被保険者への通知が十分行われるよう配慮すること。さらに、高額医療・高額介護合算制度と、障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担とを調整する仕組みについて、今後早期に検討すること。

○障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）

＜平成19年12月7日 与党障害者の自立支援に関するプロジェクトチーム＞

Ⅲ 見直しの方向性

1 利用者負担の在り方

障害福祉サービス、補装具及び自立支援医療の利用者負担の合計額に上限を設けることについては、医療保険における高額療養費との合算も含めて検討。

第5回検討会の指摘事項について

障害児に係る障害者自立支援法のサービスの利用状況について

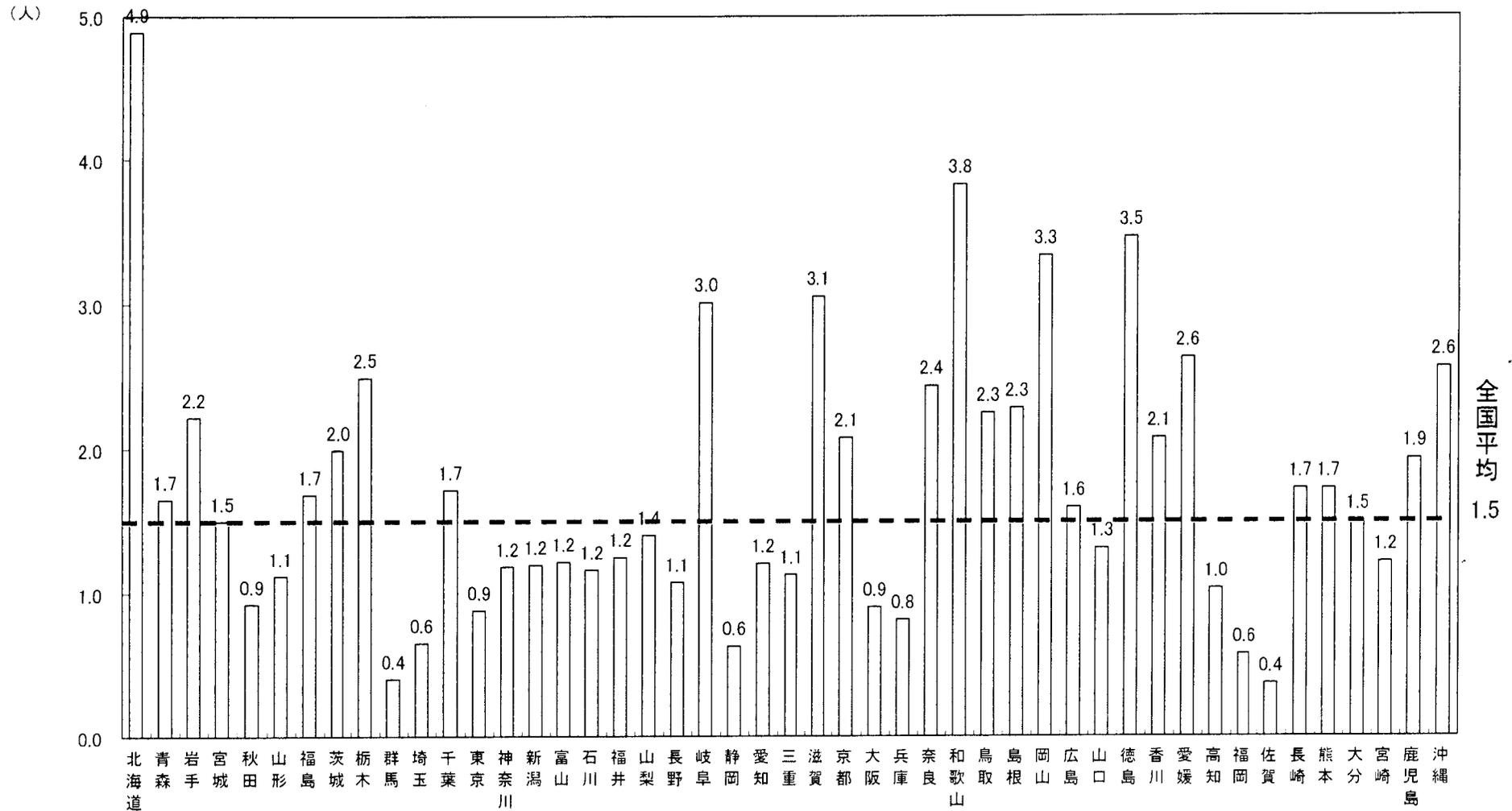
◆障害児に係る障害者自立支援法のサービスの利用状況（平成20年1月分 国保連データ）

	事業者数(全体)	利用者数(障害児)	総費用額(障害児)(千円)
児童デイサービス	1,262	35,623	1,033,817
訪問系サービス	17,134	11,288	704,361
居宅介護	12,502	9,669	599,467
重度訪問介護	3,903	15	2,098
行動援護	720	1,603	102,489
重度障害者等包括支援	9	1	307
短期入所	2,788	3,535	215,966

(注)事業者数、利用者数は重複を排除していない。

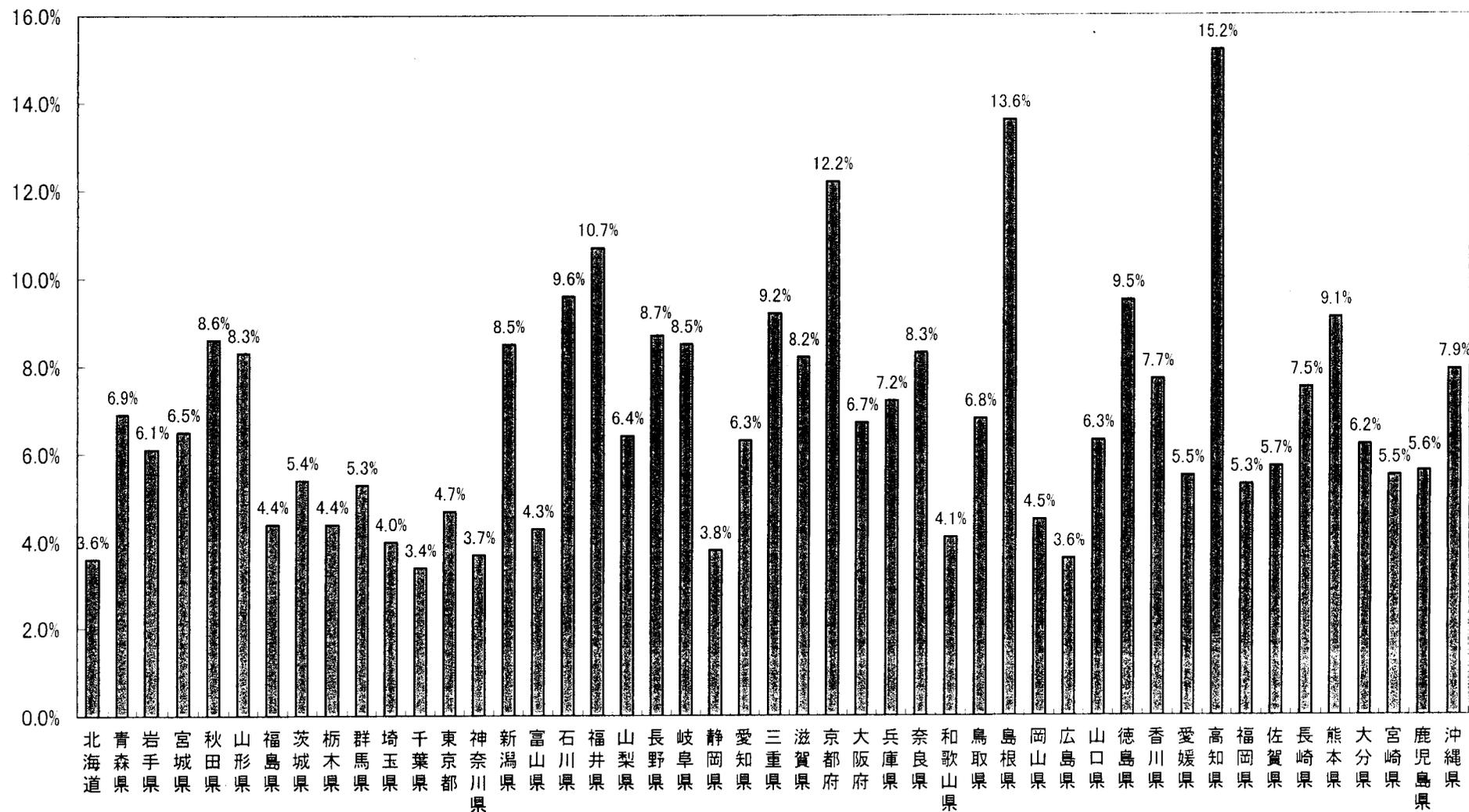
児童デイサービスの利用状況について

都道府県別の状況（20歳未満人口1000人あたり利用者数）



【出典】国保連データ(平成20年1月分)。20歳未満人口は人口推計(総務省)による平成19年10月1日の計数。

特別児童扶養手当受給者数に占める障害児保育対象児童数の割合



(出典)厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

障害者の就職後の勤続状況について

【常用雇用障害者の勤続年数】

- 身体障害者及び知的障害者の勤続年数は、常用雇用労働者全体と比較して7～8割程度の期間となっている。
- 精神障害者の勤続年数は、常用雇用労働者全体と比較して3割程度、身体障害者や知的障害者と比較しても短い期間となっている。

	①各障害種別全体	②常用労働者	比率(②/①)
身体障害者(全体)	10年0月	12年2月	82.2%
身体障害者(男)	10年10月	13年5月	80.7%
身体障害者(女)	7年6月	9年0月	83.3%
知的障害者(全体)	9年3月	12年2月	76.0%
知的障害者(男)	9年1月	13年5月	67.7%
知的障害者(女)	9年3月	9年0月	102.8%
精神障害者(全体)	3年9月	12年2月	30.8%
精神障害者(男)	5年0月	13年5月	37.3%
精神障害者(女)	1年9月	9年0月	19.4%

義務教育段階における特別支援教育の対象となる児童数

全体 約1,082万人

○特別支援学校(小・中学部)

特別支援学校在籍児童生徒数 58,285人

うち訪問教育対象児童生徒数 2,167人

○小・中学校

特別支援学級在籍児童生徒数 113,377人

通級による指導を受けている児童生徒数 45,236人

早期療育の取り組み

《重症心身障害児療育相談センター》

社会福祉法人

全国重症心身障害児(者)を守る会

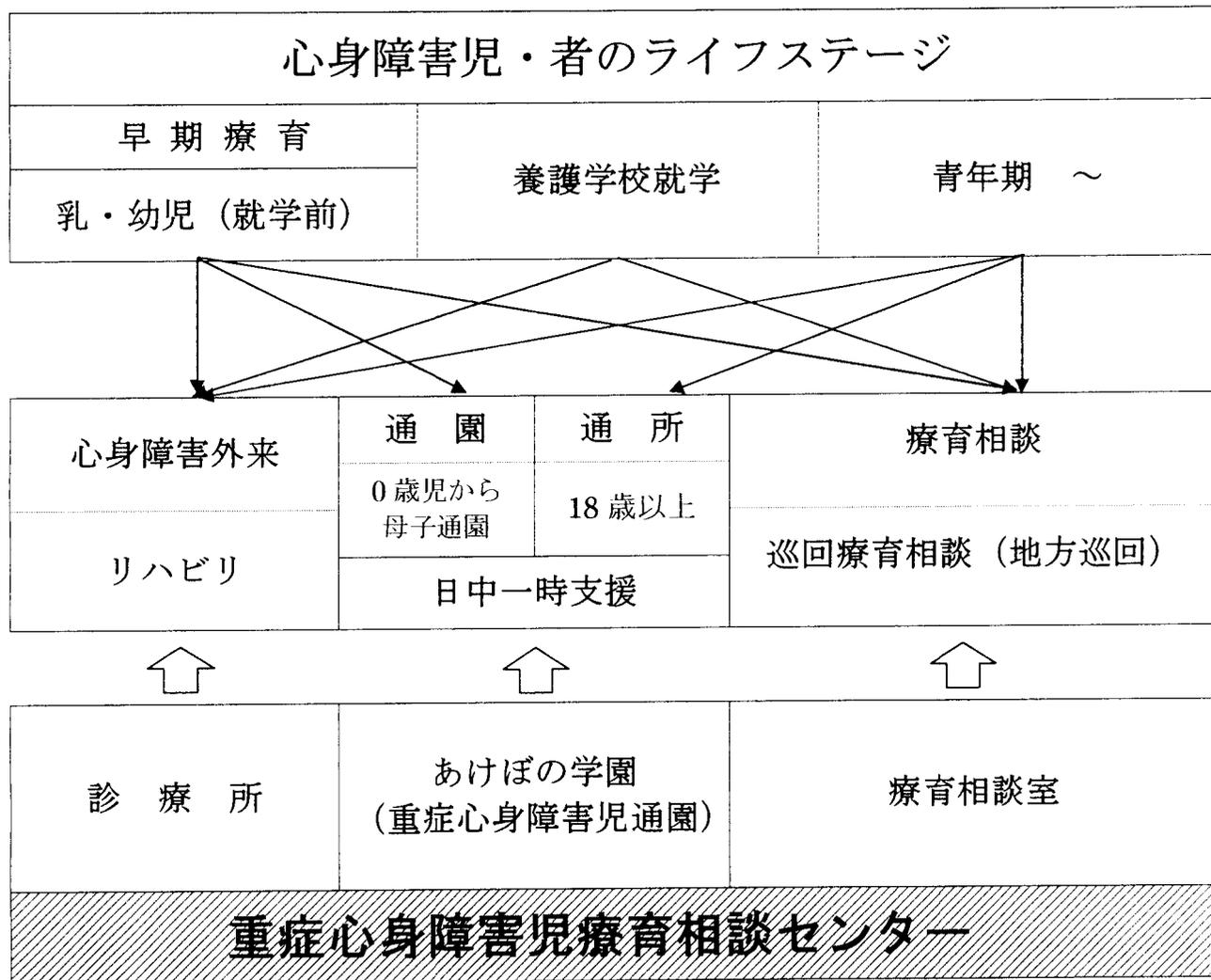
昭和40年 39年団体設立後直ちに療育相談を始める。
 昭和44年 重症心身障害児療育相談センターを建設
 三宿診療所を設置し 療育相談を始める(地方への巡回)
 障害児の母子通園を始める
 昭和45年 東京都から肢体不自由児通園事業(あけぼの学園)が認められる
 平成元年 重症心身障害児通園通所事業となる。(平成15年A型)

◇ 療育相談センターの役割

ライフステージに応じ在宅支援の実施

診療所 (療育相談室)	外来診療 外来療育相談・巡回療育相談	幼児・就学児の早期療育への取り組み
あけぼの学園	乳幼児からの就学前の療育の場	乳幼児からの通園により、社会性・機能の発達を支援
	学校卒業後の療育・日中活動の場	① 支援学校卒業後の生活の場として通所利用 ② 必要に応じて日中一時支援事業(日中預り)の利用
	地域交流	保育園・小中高学生との交流、ボランティア

全国重症心身障害児(者)を守る会の取り組み



訪問看護・健診
(東京都委託在宅重症心身障害児(者)訪問事業)



- ・短期入所
- ・通所事業
- ・外来診療
- ・療育相談
- ・施設入所



- ・都立東大和療育センター
 - ・都立東部療育センター
 - ・あしかがの森足利病院
 - ・よつぎ療育園 (入所なし)
-
- 《通園・通所事業》
都立東部療育センター・
よつぎ療育園では0歳児
から実施